

新型コロナウイルス感染症に感染した入国者に係る入院費の支払に当たり、支払う必要のない消費税相当額を含めていたため、医療機関への支払が過大

5件 不当金額(支出) 4258万円

1 コロナ入院費等の概要

検疫所は、検疫法等に基づき、令和2年2月以降、入国者に対して新型コロナウイルス感染症の感染の有無について検査を実施し、その結果、陽性が確定した者のうち隔離が必要と判断された者について、感染症指定医療機関等(以下「医療機関」)に委託して、医療機関に搬送し、入院させた上で、治療等を行っている。そして、当該隔離は、本人の意思に基づくものではないことから、厚生労働省は、隔離に要した費用(このうち入院に係る医療に要した費用を「コロナ入院費」)の全額を国の負担とすることとしている。

また、消費税法等によれば、資産の譲渡等のうち健康保険法等の規定に基づく療養又は医療に類するものとして政令で定めるものについては、消費税(地方消費税を含む。)は課さないこととされており、検疫法の規定に基づく入院に係る医療はこれに該当する。このため、コロナ入院費には、消費税は課されないこととなる。

検疫所は、コロナ入院費、当該入院時に利用したサービスに係る費用等について、委託先の医療機関から提出された請求書等により、所要の確認を行って金額を確定し、^(注1)医療機関に支払っている。

そして、我が国への入国者の多数を占める空港等を所管している5検疫所は、元年度から3年度までの間にそれぞれの委託先である延べ98医療機関^(注2)に対してコロナ入院費等として計9億1829万円を支払っている。

(注1) 5検疫所 成田空港、東京、名古屋、関西空港、福岡各検疫所

(注2) 延べ98医療機関 成田空港、東京両検疫所において同一の10医療機関を、東京、名古屋両検疫所において同一の3医療機関をそれぞれ委託先としているため、純計では85医療機関となる。

2 検査の結果

5検疫所は、上記の延べ98医療機関のうち延べ19医療機関^(注3)に対して、元年度から3年度までの間に、コロナ入院費等として計5億6307万円を支払っていたが、当該支払に係る請求額の内訳を19医療機関から5検疫所に送付された請求書等により確認したところ、このうち計4億6966万円の支払に係る請求額には、コロナ入院費等に10%を乗ずるなどして算定した消費税相当額計4270万円が含まれていた。

しかし、前記のとおり、コロナ入院費については消費税は課されないこととなっていることから、5検疫所は、上記請求額のうちコロナ入院費に係る消費税相当額計4268万円を支払う必要はなかったと認められる。

したがって、支払う必要がなかった上記のコロナ入院費に係る消費税相当額を除くなどして適正な支払額を算定すると、計5億2048万円となり、支払額計5億6307万円との差額4258万円の支払が過大となっていて不当と認められる。

(注3) 延べ19医療機関 成田空港、東京両検疫所において同一の2医療機関を委託先としているため、純計では17医療機関となる。

検疫所名	医療機関数	支払額(A) 円	適正な支払額(B) 円	過大支払額(A-B) 円
成田空港検疫所	6	3億0878万	2億8182万	^(注) 2696万
東京検疫所	4	5188万	4717万	470万
名古屋検疫所	4	9530万	9265万	265万
関西空港検疫所	4	9843万	9047万	795万
福岡検疫所	1	865万	835万	30万
計	19	5億6307万	5億2048万	4258万

(注) 過大支払額は、成田空港検疫所の委託先である2医療機関における請求金額の記載誤りによる過小支払額計10万円を差し引いた金額である。